

令和2年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和元年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和2年10月26日

上三川町監査委員 舘野治信

上三川町監査委員 津野田重一

定例監査の結果について

1 監査期日

令和2年10月5日（月）・6日（火）・7日（水）

2 監査対象

庁内各課・局（以下「各課」という。）

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であることを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

4 監査結果

- (1) 総評（全体）【指摘事項・指導事項 なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について概ね適正に事業執行されているものと認められた。

今年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止により、各種イベント等が中止、又は規模を縮小しての実施ということであったが、そのことによって町民と町とのつながり、町民同士の関係が希薄になることが懸念される。

国が示す「新しい生活様式」に対応したイベント等の在り方について検討を行い、引き続き各種事業の推進に努力されたい。

- (2) 個別事項（事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査の際にその都度指摘した事項は除く）